

平成20年(ワ)第94号

決

定

申立人（原告） 堀 桂 子

相手方（被告） 株式会社アニマルメディカルセンター
同代表者代表取締役 渡 邊 泰 章

相手方（被告） 土 屋 薫

相手方（被告） 中 村 睦

上記当事者間の平成18年(ワ)第346号損害賠償請求事件（以下「本訴」という。）について、申立人から移送の申立てがされたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件を東京地方裁判所に移送する。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文同旨

第2 申立ての理由及び相手方らの意見

本件申立ての理由は、別紙1（移送申立書写し）記載のとおりであり、相手方らの意見は、別紙2（移送申立に対する意見書写し）記載のとおりである。

第2 裁判所の判断

1 前提事実について

一件記録によると、以下の事実が認められる。

- (1) 中立人は、相手方株式会社アニマルメディカルセンター（以下「相手方会社」という。）の開設する動物病院において、申立人の飼い犬であったボン太という呼称のボメラニアン種の犬（以下「ボン太」という。）に対する平成17年8月18日から同月23日までに行われた治療の際、担当医であった相手方土屋薫（以下「相手方土屋」という。）及び相手方中村睦（以下「相手方中村」という。）が、心臓疾患があり、肺水腫の状態にあったボン太には、相互作用や副作用を考慮しながら慎重に薬剤を選択し、薬量を調整する注意義務を負っていたにもかかわらず、不適切な薬品を過剰投与したことによって、ボン太が急性腎不全により同日死亡するに至ったとして、平成18年5月23日、相手方らを被告として、債務不履行及び不法行為に基づき、損害賠償として、平成17年8月18日から同月23日までに行われた治療に係る治療費のほか、慰謝料及び弁護士費用の支払を求める本訴を当裁判所に提起した。
- (2) 相手方らは、平成18年8月23日本訴の第1回弁論準備手続期日において、相手方会社がアニマルメディカルセンター、動物救急医療センター、動物予防医療センター、エキゾチックメディカルセンター及び東京動物夜間病院の名称で動物病院を経営する会社であることを認め、その後、平成19年3月22日本訴の第6回弁論準備手続期日においても、平成17年8月18日から同月23日にかけてボン太の治療を行った東京動物夜間病院、動物救

急医療センター及びアニマルメディカルセンターの3つの病院を経営していたのは、相手方会社であることを認めた。

- (3) ところが、相手方らは、本訴提起から1年以上が経過した平成19年7月12日本訴の第9回弁論準備手続期日において、東京動物夜間病院は、有限会社キャッツエー・エム・シーが開設する病院であり、相手方会社とは別法人であるが、管理者、勤務医師は同一であり、アニマルメディカルセンターと東京動物夜間病院は実質上は一つの病院と同じように機能していると主張し、さらに、同年10月31日本訴の第11回弁論準備手続期日において、東京動物夜間病院は、有限会社キャッツエー・エム・シーが開設し、実質的な経営主体として経営している病院であり、また、相手方会社とは収支も峻別されており、有限会社キャッツエー・エム・シーは、一個の独立した経営主体である旨主張するに至った。

- (4) そこで、原告は、東京動物夜間病院の開設状態と獣医師の勤務実態を証すべき事実として、平成20年2月29日付けで調査嘱託を申し立て、当裁判所は同年4月24日、同申立てを採用し、同月30日、東京都産業労働局農林水産部食料安全室に対して調査嘱託をした。

平成20年5月13日付けの同室の上記調査嘱託に対する回答によると、有限会社キャッツエー・エム・シーが、平成17年5月6日に、同室に対し、同社が開設者及び届出人として、診療施設名を東京動物夜間病院に変更する旨の届出をしていたことが判明した。

- (5) 申立人は、有限会社キャッツエー・エム・シーの開設する東京動物夜間病院において、ポン太に対する平成17年8月18日の治療の際、担当医が、診療契約の履行補助者として専門的知識、技術を駆使してポン太の病状について正確に診断し適切な治療を施すべき注意義務に違反し、必要な検査をせずに東京動物夜間病院に入院させ、相手方会社の開設するアニマルメディカルセンターに転院させたため、ポン太が急性腎不全により死亡するに至った

として、平成20年7月11日、有限会社キャッツエー・エム・シーを被告として、債務不履行及び不法行為に基づき、損害賠償として、平成17年8月18日に行われた治療に係る治療費のほか、慰謝料及び弁護士費用の支払を求める訴訟（以下「別訴」という。）を東京地方裁判所に提起した。別訴は現に同裁判所に係属中であり、平成20年10月23日までに第2回口頭弁論期日が開かれており、別訴が当裁判所に移送される見込みはない。

(6) 本訴の提起時には、申立人の住所地は東京都目黒区内であり、相手方会社の本店所在地は川崎市内であり、相手方土屋及び相手方中村の住所地は不明であるものの、同人らの居所はいずれも川崎市内である。また、東京動物夜間病院は東京都品川区内にあり、動物救急医療センター及びアニマルメディカルセンターはいずれも川崎市内にある。さらに、有限会社キャッツエー・エム・シーの本店所在地は東京都品川区内である。

(7) 当裁判所は、前記(3)の第11回弁論準備手続期日における相手方会社の主張を踏まえて、平成19年12月13日本訴の第12回弁論準備手続期日において、相手方らに対し、債務不履行の当事者が相手方会社であるか否かを検討するよう釈明を求めたところ、申立人は、同月24日、本訴を横浜地方裁判所に回付するよう求める申立てをしたため、当裁判所は、平成20年1月24日午前10時00分に指定した第13回弁論準備手続期日を取り消し、同月10日、同申立てを却下する旨の決定をした。申立人は、これを不服として、同月21日、東京高等裁判所に対し抗告の申立てをしたが、同裁判所は、同年2月13日、同抗告を却下する旨の決定をし、同決定は確定した、当裁判所は、同年3月12日、本訴の弁論準備手続期日を同年4月24日午前11時00分と指定し、同日本訴の第13回弁論準備手続期日、同年6月26日本訴の第14回弁論準備手続期日が、それぞれ開かれ、本訴の主張整理が進められたが、申立人は、同年6月24日、当裁判所に対し、東京地方裁判所への移送を求める申立て（当裁判所同年(ワ)第83号）をし、同年7月

3日、いったんこれを取り下げた上、前記(5)のとおり、同月11日、別訴を東京地方裁判所に提起するとともに、同月30日、当裁判所に対し東京地方裁判所への移送を求める本件申立てをした。同年9月11日本訴の第15回弁論準備手続期日、同年10月23日本訴の進行協議期日が、それぞれ開かれたが、本件申立てについての意見の交換に終始し、本訴の主張整理は中断したままであり、相手方らはいまだに第¹²~~11~~回弁論準備手続期日における当裁判所の求釈明に応じていない。

- (8) 申立人は、①本訴は係属後2年以上経過した現時点においても争点整理にもいまだ着手されていない状況にあり、さらなる訴訟の遅滞を避ける必要性があること、②本訴における争点は専門的かつ複雑であるから、専門部で審理する必要性があること、③本訴と審理が重複する別訴が東京地方裁判所に係属しており、これと併合して審理することが訴訟経済上望ましいこと、④当事者及び代理人において東京地方裁判所への出頭に支障がないことを理由に、本訴が東京地方裁判所に移送されることを強く望んでいるのに対し、相手方らは、①本訴と別訴は訴訟物が異なり、合一確定の必要はないこと、②本件申立てが認められた場合には、本訴の著しい遅滞が生じることが明らかであることを理由に、本訴が東京地方裁判所に移送されることに反対している。

なお、相手方らは、平成20年9月11日本訴の第15回弁論準備手続期日において、別訴において当裁判所への移送の申立てをしない場合又は移送の申立てをしたものの却下された場合には、本件申立てについての判断は、当裁判所の判断に任せる旨陳述していたが、同年10月23日本訴の進行協議期日において、上記陳述を撤回した。

2 管轄裁判所について

前記前提事実によると、本訴の提起時において、民事訴訟法4条1項に規定する本訴の被告の普通裁判籍の所在地は、相手方らの住所地又は居所である川

崎市内であり、同法5条1号に規定する本訴の訴訟物である債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の義務履行地は、同請求権の債権者である申立人の現時の住所地（民法484条）である東京都区内であり、同条9号に規定する不法行為があった地は、東京動物夜間病院の所在地である東京都区内、動物救急医療センター及びアニマルメディカルセンターの所在地である川崎市内であるから、本訴は、川崎市を管轄する当裁判所の管轄に属するとともに、東京都区内を管轄する東京地方裁判所の管轄にも属する。

これに対し、前記前提事実によると、別訴の提起時において、同法4条1項に規定する別訴の被告の普通裁判籍の所在地は、有限会社キャッツエー・エム・シーの本店所在地である東京都区内であり、同法5条1号に規定する別訴の訴訟物である債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の義務履行地は、同請求権の債権者である申立人の現時の住所地である東京都区内であり、同条9号に規定する不法行為があった地は、東京動物夜間病院の所在地である東京都区内であるから、別訴は東京都区内を管轄する東京地方裁判所の管轄に属するが、相手方会社と有限会社キャッツエー・エム・シーとがボン太に対する一連の治療行為を共同で行ったという点において共同不法行為者という関係に立つとすれば、同法7条、38条前段の各規定により、別訴は、当裁判所の管轄にも属することになる。

3 民事訴訟法17条に基づく移送の可否について

- (1)ア 前記前提事実によると、本訴の争点としては、①ボン太の治療行為についての契約主体、②ボン太が死亡した機序、③相手方土屋及び相手方中村の過失の有無、④相手方土屋及び相手方中村の過失とボン太の死亡との間の因果関係の有無、⑤損害額であると予想され、本訴の争点①の立証及び反証については、相手方会社及び有限会社キャッツエー・エム・シーの関係者の証人尋問、代表者尋問などが必要になるものと予想され、本訴の争点②から④までの立証及び反証については、相手方会社及び有限会社キャッツエー・エム

・シーの関係者の証人尋問、代表者尋問、相手方土屋及び相手方中村の本人尋問、申立人の本人尋問などが必要になるものと予想され、本訴の争点⑤の立証及び反証については、申立人の本人尋問などが必要になるものと予想される。また、別訴の争点としては、①ポン太の治療行為についての契約主体、②ポン太が死亡した機序、③東京動物夜間病院の担当医の過失の有無、④東京動物夜間病院の担当医の過失とポン太の死亡との間の因果関係の有無、⑤損害額であると予想され、別訴の争点①から④までの立証及び反証については、相手方会社及び有限会社キャッツエー・エム・シーの関係者の証人尋問、代表者尋問、申立人の本人尋問などが必要になるものと予想され、別訴の争点⑤の立証及び反証については、申立人の本人尋問などが必要になるものと予想される。

そして、相手方会社及び有限会社キャッツエー・エム・シーの関係者、相手方土屋及び相手方中村は、いずれも東京都内、川崎市内又はその近隣に居住するものと推測され、申立人は東京都内に居住するから、これらの者の証人尋問、代表者尋問及び本人尋問を当裁判所で行うにしても、東京地方裁判所で行うにしても、その出頭が容易ではないということはできない。

イ しかし、本訴と別訴とでは、訴訟物は異なるものの、本訴、別訴のいずれにおいても、平成17年8月18日から同月23日までに行われたポン太に対する一連の治療行為及び同日におけるポン太の死亡という同一の社会的事実の下における、①ポン太の治療行為についての契約主体、②ポン太が死亡した機序、③上記①の治療行為を行った担当医の過失の有無、④上記①の治療行為を行った担当医の過失とポン太の死亡との因果関係の有無、⑤損害額について審理、判断する必要があるといえ、本訴と別訴とでは、上記①ないし⑤の各争点の立証及び反証の多くが重複することが予想される。そうすると、本訴と別訴とが異なる裁判所において審理、判断されることになると、上記①ないし⑤の各争点について、本訴と別訴とで審理及び判断が区々にな

るおそれがある。

ウ そして、前示のとおり、別訴が当裁判所に移送される見込みがないことを勘案すると、本訴を当裁判所で審理する場合には、上記イのおそれがあるという点において本訴を適正に審理するについて困難が予想されるということが出来る。

(2) 前記前提事実の(7)及び(8)によると、本訴を当裁判所で審理する場合には、申立人が当裁判所において本訴の審理を進めることにつき平成19年12月以降極めて消極的な態度をとっているという点において、本訴を迅速に審理することについて困難が予想されるということが出来る。

また、平成17年8月18日から同月23日までに行われたポン太の治療行為の契約主体に関して、前記前提事実の(2)のとおり、相手方会社は、当初、同社が東京動物夜間病院の経営主体であることを認めていたにもかかわらず、前記前提事実の(3)のとおり、平成19年7月12日本訴の第9回弁論準備手続期日になって初めて、東京動物夜間病院の開設者は相手方会社とは別法人ではあるが、実質上は一つの病院と同じように機能しているとして、実質的には相手方会社が経営しているかのような主張をし、さらに、同年10月31日本訴の第11回弁論準備手続期日において、東京動物夜間病院の経営主体は名目だけでなく、実質上も相手方会社とは別主体である旨主張したことから、前記前提事実の(4)のとおり、調査嘱託の結果、東京動物夜間病院の開設者が有限会社キャッツエー・エム・シーであることが判明し、別訴が提起されるに至ったものの、現時点において、上記ポン太の治療行為についての契約主体が相手方会社、有限会社キャッツエー・エム・シーのいずれであるのかいまだに判然とせず、相手方らもこれを明らかにしようとし不在状況にあることからすると、本訴を当裁判所で審理する場合には、相手方らが当裁判所において本訴の審理を進めることにつき同年7月以降非協力的な態度をとっているという点において、本訴を迅速に審理することについて困難が予想されるということが出来る。

(3) 以上によると，本訴を東京地方裁判所に移送することは，当裁判所で審理することに比し，訴訟の著しい遅滞を避けるため必要であると認めることができる。

4 よって，本件申立ては理由があるので，民事訴訟法17条により，本訴を東京地方裁判所に移送することとし，主文のとおり決定する。

平成20年11月12日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判長裁判官 駒 谷 孝 雄

裁判官 鈴 木 正 紀

裁判官 數 間 優 美 子